富山高等専門学校	開講年度	平成29年度 (2017年度)	授業科目	海上交通論Ⅰ

科目基礎情報

科目番号	0118	科目区分	専門 / 必修
授業形態	授業	単位の種別と単位数	履修単位: 1
開設学科	商船学科	対象学年	3
開設期	後期	週時間数	2
教科書/教材	「図解 海上衝突予防法」海上保安庁交通部航行安全課監修　成山堂書店		
担当教員	西井 典子		

到達目標

１．海上衝突予防法の規則内容を理解する。
２．海上交通法規の基本原則を理解し、適用すべき航法を説明できる。
３．他法令との関係を理解する。

ルーブリック

	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安
評価項目1	法令の概要、目的、適用海域を説明できる。	法令の概要、目的、適用海域を説明できる。	法令の概要、目的、適用海域を説明できない。
評価項目2	あらゆる状況において見合い関係に対して適用される法規を判断し説明できる。	見合い関係に対して適用される法規を説明できる。	あらゆる状況において見合い関係に対して適用される法規を説明できない。
評価項目3	他法令との関係を説明できる。	他法令との関係を説明できる。	他法令との関係を説明できない。

学科の到達目標項目との関係

教育方法等

概要	海上交通における基本的な考え方、海上交通法規の内容を理解し、船舶職員に必要な知識を身につける。 法規を遵守する義務と必要性を認識し、法律に基づいて状況に適した判断力を行う力を養う。
授業の進め方・方法	教員単独による講義を実施する。
注意点	第一種養成施設 必要履修科目「法規に関する科目」の一に対応。 定期試験（約80%）と課題・小テスト等（約20%）により総合的に評価する。

授業計画

		週	授業内容	週ごとの到達目標
後期	3rdQ	1週	海上衝突予防法総論（法第1～2条）	沿革、経緯、概要、海事法規における役割、基本原則及び目的、適用船舶、適用海域を説明できる。
		2週	法の適用（法第3条）、特別法との関係（法第40～42条）	用語の定義、特別法との関係を説明できる。
		3週	船員の常務、切迫した危険への対処（法第38～39条）	船員の常務としての注意、運航上の危険・他船との衝突に対しての注意、切迫した危険のある特殊な状況下での規定離反要件、及び責任を説明できる。
		4週	灯火及び形象物－1	法定灯火及び形象物の表示方法について説明できる。
		5週	灯火及び形象物－2	法定灯火及び形象物の表示方法について説明できる。
		6週	基本航行規定（あらゆる視界の状態における船舶の航法、法第4～7条）	見張り、安全な速力、衝突のおそれを説明できる。
		7週	基本航行規定（あらゆる視界の状態における船舶の航法、法第8～10条）	衝突を避けるための動作、狭い水道等における航法、分離通航方式を説明できる。
		8週	中間試験	第1週～第7週の内容の理解度を測る試験を行う。
	4thQ	9週	音響信号及び発光信号（法第32～37条）	汽笛の定義、各操船信号、その他の音響信号及び発光信号、遭難信号を説明できる。
		10週	互いに他の船舶の視野のうちにある船舶の航法（法第11、12、18条）	帆船、異種船舶間の航法を説明できる。
		11週	互いに他の船舶の視野のうちにある船舶の航法（法第13～15条）	追越し船、行会い船、横切り船の航法を説明できる。
		12週	互いに他の船舶の視野のうちにある船舶の航法（法第16、17条）	避航船、保持船の各航法を説明できる。
		13週	視界制限状態における航法（法第19条）	視界制限状態における基本規定、視界制限状態の航法を説明できる。
		14週	総合演習・復習	海上衝突予防法のないようを理解し、操船判断に生かすことができるかどうか問題を解き又は演習を行い確認、復習する。
		15週	期末試験	第9週～第14週の内容の理解度を測る試験を行う。
		16週	答案返却、解説、授業アンケート	

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	80	0	0	0	0	20	100
基礎的能力	40	0	0	0	0	10	50
専門的能力	40	0	0	0	0	10	50
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0